

「訪問介護」料金表

令和8年4月1日

【基本サービス】 地域区分 3級地 1単位 11.05 円

サービス内容		単位数	利用料金	自己負担額		
				1割負担	2割負担	3割負担
身体介護	20分未満	163	¥1,801	181	361	541
	20分以上、30分未満	244	¥2,696	270	540	809
	30分以上、1時間未満	387	¥4,276	428	856	1283
	1時間以上、1時間半未満	567	¥6,265	627	1253	1880
	以降、30分毎に加算	82	¥906	91	182	272
援生活助	20分以上、45分未満	179	¥1,977	198	396	594
	45分以上	220	¥2,431	244	487	730

※早朝夜間(午前6時～午前8時)(午後6時～午後10時)は25%、深夜間(午後10時～午前6時)は50%割り増しされます。

※やむを得ない事情で、担当ケアマネジャー作成の居宅サービス計画上、2人で訪問介護を提供した場合は、2倍の料金となります。

※詳しくは「介護給付費単位数等サービスコード表」をご覧ください。ご担当のケアマネジャーへお問合せください。

※その他の料金

介護給付費対象外 3000円/30分

2人でサービスに入った場合は2倍の料金になります。

当事業所が算定する加算(減算)は以下の通りです。

	訪問介護特定事業所加算Ⅰ	(介護報酬総単位数×1×20.0%)×2×地域単価 (11.05円)
	訪問介護特定事業所加算Ⅱ	(介護報酬総単位数×1×10.0%)×2×地域単価 (11.05円)
	訪問介護特定事業所加算Ⅲ	(介護報酬総単位数×1×10.0%)×2×地域単価 (11.05円)
	訪問介護特定事業所加算Ⅳ	(介護報酬総単位数×1× 3.0%)×2×地域単価 (11.05円)
	訪問介護特定事業所加算Ⅴ	(介護報酬総単位数×1× 3.0%)×2×地域単価 (11.05円)

	介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	(介護報酬総単位数×1×24.5%)×2×地域単価 (11.05円)
○	介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	(介護報酬総単位数×1×22.4%)×2×地域単価 (11.05円)
	介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	(介護報酬総単位数×1×18.2%)×2×地域単価 (11.05円)
	介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	(介護報酬総単位数×1×14.5%)×2×地域単価 (11.05円)

※1 介護報酬総単位数＝基本サービス費＋各種加算減算

※2 1単位未満の端数四捨五入

※3 介護職員等処遇改善加算の利用者負担額は、上記額－(上記額×負担割合(1円未満切り捨て))

※4 負担割合に応じた自己負担が発生します(1割～3割)

※5 同一建物等居住者へのサービス提供割合が基準率を超えた場合、行政が定める「同一建物減算」(減算率10%～12%)が適用されます。

※6 過去2ヶ月間(歴月)に、当訪問介護事業所から指定訪問介護の提供を受けていない方は初回加算として200単位が加算されます。

サービス内容		単位数	利用料金	自己負担額		
				1割負担	2割負担	3割負担
初回加算	20分未満	200	¥2,210	¥221	¥442	¥663

※7 居宅サービス計画外の緊急の訪問介護(身体介護)を行った場合は別途100単位/回が加算されます。

サービス内容		単位数	利用料金	自己負担額		
				1割負担	2割負担	3割負担
緊急訪問	20分以上、45分未満	100	¥1,105	¥111	¥221	¥332

令和 8 年 4 月 1 日